

令和2年6月29日

東京都社会保険労務士会

会長 寺田 晃 殿

公益財団法人産業雇用安定センター

東京事務所長 松竹 泰男



貴会会員に対する産業雇用安定センター事業の周知機会の提供について
(依頼)

時下ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素より産業雇用安定センターの業務運営に格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当センターにつきましては、プラザ合意に伴う円高不況の進行により大量の余剰人員が生まれ雇用不安が高まった時代、1987年（昭和62年）3月に当時の労働省、日経連、産業団体などが協力して「失業なき労働移動」を支援する公的機関として設立されました。

以来30年以上にわたり、厚生労働省、経済・産業団体、労働組合などとの密接な連携のもとに、本部及び全国47都道府県地方事務所の全国的なネットワークにより出向・移籍の支援事業に取り組んでいます。

当センターの業務に深く関わる最近の雇用失業情勢につきましては、新型コロナウイルス感染症の社会経済活動への影響拡大により、完全失業率の上昇、有効求人倍率の大幅低下等極めて厳しい状況にあり、政府による雇用の維持・確保、経済活動活性化に向け各種施策を総動員しての緊急対策が推し進められております。

当センターにつきましても、これら政府対応の一環として、大幅に拡充された雇用調整助成金の支給対象となる「出向」に係るマッチングを促進するため、雇用シェア（在籍出向制度）を活用して従業員の雇用を維持する企業を支援する『雇用を守る出向支援プログラム2020』を開始しております（詳細は別添のリーフレットをご覧ください。）。

新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急事態宣言は解除されましたが、これまでの間における社会経済活動の自粛による景気や雇用への影響は相当の長期化が見込まれており、当センターに対しても、企業からの雇用調整に伴う社員の再就職支援や出向支援等に関する相談、問い合わせは日増しに増加しております。

つきましては、日頃から企業の雇用管理面に深く関与され、また、企業における雇用管理、雇用維持等に係る各種支援・助成制度等にも精通している貴会会員社会保険労務士の皆さまに対し、当センターの事業内容や新たな取組等を周知するための機会を賜りたくお願い申し上げます。

なお、周知方法等につきましては、感染拡大の状況等も踏まえ、貴会事務局とも十分に調整のうえ進めさせていただきます。

【担当窓口】

公益財団法人産業雇用安定センター東京事務所

副所長（団体担当）上條 正房

電話 03（5358）7421 内線 136